

「構造計算適合性判定に関する講習会」合格者の皆様へ

建築基準法の改正により、改正法施行後、
構造計算適合性判定員として業務を行うためには、
国土交通大臣の登録が必要となりました。

「構造計算適合性判定に関する講習会」に合格し、
国土交通大臣の認定を受けた旨の通知を受けた方も、
引き続き業務を行うためには登録が必要となります。

- ◆ 建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 4 日公布）
が制定され、構造計算適合性判定制度の見直しがありました。

改正前

- 構造計算適合性判定員は建築に関する専門的知識及び技術を有する者として
国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任
- 平成 19 年又は平成 20 年に(一財)日本建築防災協会が実施した「構造計算適
合性判定に関する講習会」に合格した者を、上記の要件を備える者として認定

改正後

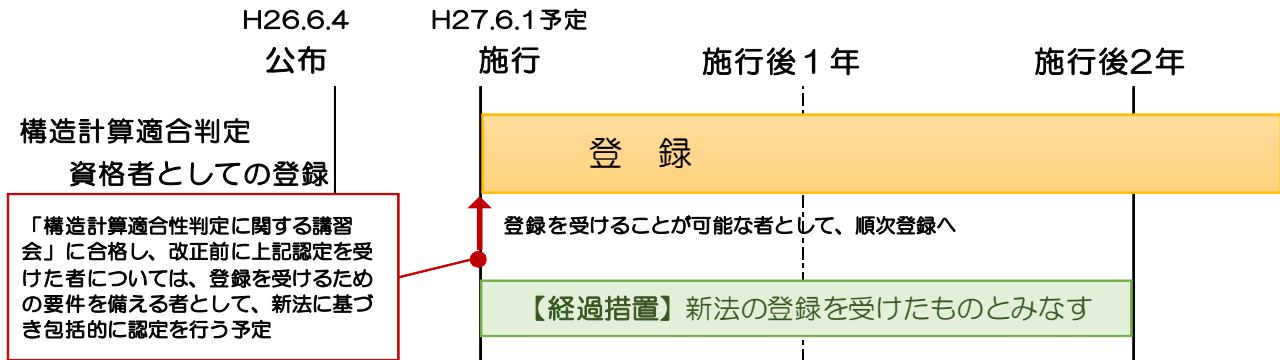
- 構造計算適合性判定員は国土交通大臣の登録を受けた者の
うちから選任
 - 登録を受けることができるのは、構造計算適合判定資格者検
定合格者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者とし
て国土交通省令で定める要件を備える者
 - 「構造計算適合性判定に関する講習会」に合格し、改正前に
上記認定を受けた者については、登録を受けるための要件を
備える者として、新法に基づき包括的に認定を行う予定
- ※登録には登録手数料(1万2千円予定)と登録免許税(1万円)
が必要



◆ 構造計算適合判定資格者の登録に係る経過措置について

「構造計算適合性判定に関する講習会」に合格し、国土交通大臣の認定を受けた者等で現行の構造計算適合性判定員の要件を備える者については、改正法の経過措置により、法施行日(平成 27 年 6 月 1 日予定)から 2 年間は新法の登録を受けたものとみなされます。

ただし、施行日から2年を経過した後も構造計算適合性判定員として業務を行う方については、あらためて登録が必要となります。



構造計算適合判定資格者の登録申請のご案内

「構造計算適合性判定に関する講習会」に合格した方は、新法の登録予定の有無及び今後の連絡先を平成 27 年 1 月末までに FAX 又はメールで下記へご連絡願います。登録予定の方には、法施行日前に、登録申請手続きのご案内や登録申請書等をお送りいたします。

切り取り

(一社)新・建築士制度普及協会
(一財)日本建築防災協会

FAX:03-5512-6455
メール:tekihan@kenchiku-bosai.or.jp

判定員候補者番号	ふりがな		
	氏名		
構造計算適合判定資格者登録		登録を	予定する・予定しない (どちらかに○を付けて下さい。)
※登録を予定される方は今後、下記の連絡先へ各種資料を送付致しますので、ご記入下さい。			
住所	〒 - 都・道・府・県		
TEL/FAX		e-mail	@

※お預かりした個人情報には構造計算適合判定資格者の登録に関する業務に使用し、それ以外の目的には使用致しません。

発行：国土交通省住宅局

お問い合わせ：

● 一般社団法人新・建築士制度普及協会・一般財団法人日本建築防災協会 Tel:03-5512-6451

